

諮問事項 特定生産緑地の指定について

特定生産緑地の指定 別表及び別図のとおり

理 由

本市では、平成3年4月の生産緑地法（昭和49年法律第68号）の改正をふまえ、平成4年に生産緑地地区の当初決定を行った。

このたび、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意が得られたものを特定生産緑地として指定するにあたり、神戸市都市計画審議会に諮問するものである。

特定生産緑地の指定

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

別表

生産緑地 地区名称	位置（代表地番）	特定生産緑地 指定面積（ha）	当初指定日	申出基準日
北別府 31	西区北別府 1-11-1	0.20	1994 年 12 月 11 日	2024 年 12 月 11 日
北別府 32	西区北別府 1-23-1	0.13	1994 年 12 月 11 日	2024 年 12 月 11 日
北別府 33	西区北別府 1-7-2	0.20	1994 年 12 月 11 日	2024 年 12 月 11 日

「区域は別図表示のとおり」

(参 考)

生産緑地地区名称	位 置（代表地番）	特定生産緑地 指定面積（ha）	生産緑地 都市計画指定面積 （ha）
北別府 31	西区北別府 1-11-1	0.20	0.20
北別府 32	西区北別府 1-23-1	0.13	0.13
北別府 33	西区北別府 1-7-2	0.20	0.20